附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四十三条の九の規定に基づき、運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際渉外室、広報室及び会計室並びに企画調整官）	（広報室及び会計室並びに企画調整官）
第二条　運輸安全委員会（以下「委員会」という。）の事務局総務課に、国際渉外室、広報室及び会計室並びに企画調整官一人を置く。	**第二条**　運輸安全委員会（以下「委員会」という。）の事務局総務課に、広報室及び会計室並びに企画調整官一人を置く。
2　国際渉外室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　委員会の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策についての企画及び立案並びに調整に関すること。	
二　委員会の所掌事務に係る国際協力に関すること。	
三　事故等調査に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること。	
3　国際渉外室に、室長を置く。	（新設）
4～7　（略）	2～5　（略）
8　企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	6　企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　委員会の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際渉外室の所掌に属するものを除く。）。	一　委員会の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案並びに調整に関すること。
二　（略）	二　（略）
（事故防止分析官及び事故調査調整官）	（事故防止分析官、国際渉外官及び事故調査調整官）
第三条　委員会の事務局に、事故防止分析官一人及び事故調査調整官九人を置く。	**第三条**　委員会の事務局に、事故防止分析官及び国際渉外官それぞれ一人並びに事故調査調整官九人を置く。
2　（略）	2　（略）
（削る）	3　国際渉外官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げるものを助ける。
	一　委員会の所掌事務に係る国際協力に関すること。
	二　事故等調査に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること。
3　（略）	4　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	沖永良部空港 与論空港	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	鹿児島航空測候所	霧島市
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	沖永良部空港 与論空港	鹿児島空港